

て正選と雖も其の公選に決志を執るべきことありしを本会に
命じて其の公選に決志を執るべきことありしを本会に
命じて其の公選に決志を執るべきことありしを本会に

公選に決志を執るべきことありしを本会に
命じて其の公選に決志を執るべきことありしを本会に
命じて其の公選に決志を執るべきことありしを本会に

公選に決志を執るべきことありしを本会に
命じて其の公選に決志を執るべきことありしを本会に
命じて其の公選に決志を執るべきことありしを本会に

財團法人協調會大阪支所

提出シタモノデアル

實行方法 中大委員ヨリ交渉スルコトニシタシ

討 論 辛 義 山 (同志會)

互選公選ハ至極ヨイ事デアルカ假リニ職工ガコノ職工長組長運動
デ得ントシタ場^台ハ寧ロ上^任ヨリノ任命ヨリ惡キモノト思フカラ自
分ハ試験制度ヲ希望スルモノデアル

大 平 嘉 三 郎 (革正會)

私ハ本案ニ對シテハ不贊成デアル職工長組長ト云フモノハ相當技
術方面其他總テニ於テ成績良好ナルモノテナイト出來ナイコレヲ
若シ提案者ノ通りニスルトキニハ不熟練工デモ裏面ニ於テ運動シ
若シ職工長或ハ組長ヲ得タル場合惡弊ガアルニ相違ナイカラ私ハ
寧ロ本案ハ撤回シテモラヒタイ

ト議事ニ化ガ咲イタガ結局同志會ノ横尾文一ガ上任モ之レカラ職
工長及組長任命ノ場合ハ職工ノ意見ヲ聞イタ上ト云フコトニシ